

令和6年度 償却資産申告の手引

高浜市

市税業務につきましては、日ごろよりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。固定資産税には、土地、家屋及び償却資産があり、このうち償却資産については、その所有者が資産の所在する市町村に申告することになっています。この手引を参考に、同封の申告書を作成してご提出いただきますようお願ひいたします。

1 申告が必要な方

令和6年1月1日（賦課期日）現在、高浜市内で事業を営んでいる個人又は法人の方

2 提出期限

令和6年1月31日（水）

- 期限間近になりますと窓口が混雑しますので、**1月17日（水）**までの提出にご協力をお願いいたします。
- 窓口へ申告書の直接提出のほか郵送、e L T A X（エルタックス）による電子申告も可能です。（エルタックスについて詳しくは裏面をご確認ください）

3 提出書類

提出書類	備考
償却資産申告書（償却資産課税台帳）	2部複写の1枚目を提出 ※記入例 p10～p11を参照
種類別明細書（増減資産・全資産用）	2部複写の1枚目を提出 ※記入例 p12～p13を参照

※各書類の2枚目は、申告者の控用ですので、大切に保管してください。

※申告書を郵送される方で「控用」に受付印を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。「控用」に受付印の必要がない方は、「提出用（1枚目）」のみご提出ください。

4 提出先及び問合せ

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所 税務グループ

電話 0566-52-1111 内線 244

受付時間 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く）

目次

申告の方法	1
償却資産とは	2～3
償却資産の評価から納税まで	4～5
マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について	6
建物附属設備（建築設備）の家屋と償却資産の取扱区分	7～8
別表 儻却資産とその耐用年数	9
償却資産申告書の記入例	10～11
種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	12～13
償却資産のQ&A	14

◎電子申告（e L T A X）について

地方税ポータルシステム「e L T A X（エルタックス）」を利用して電子申告ができます。

e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、e L T A Xホームページをご覧ください。

ご利用に関するご不明な点等は、e L T A Xホームページの「よくある質問」をご確認ください。

e L T A Xホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp>



e L T A Xホームページ
「よくあるご質問」
<https://eltax.custhelp.com/>



〒444-1398

愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

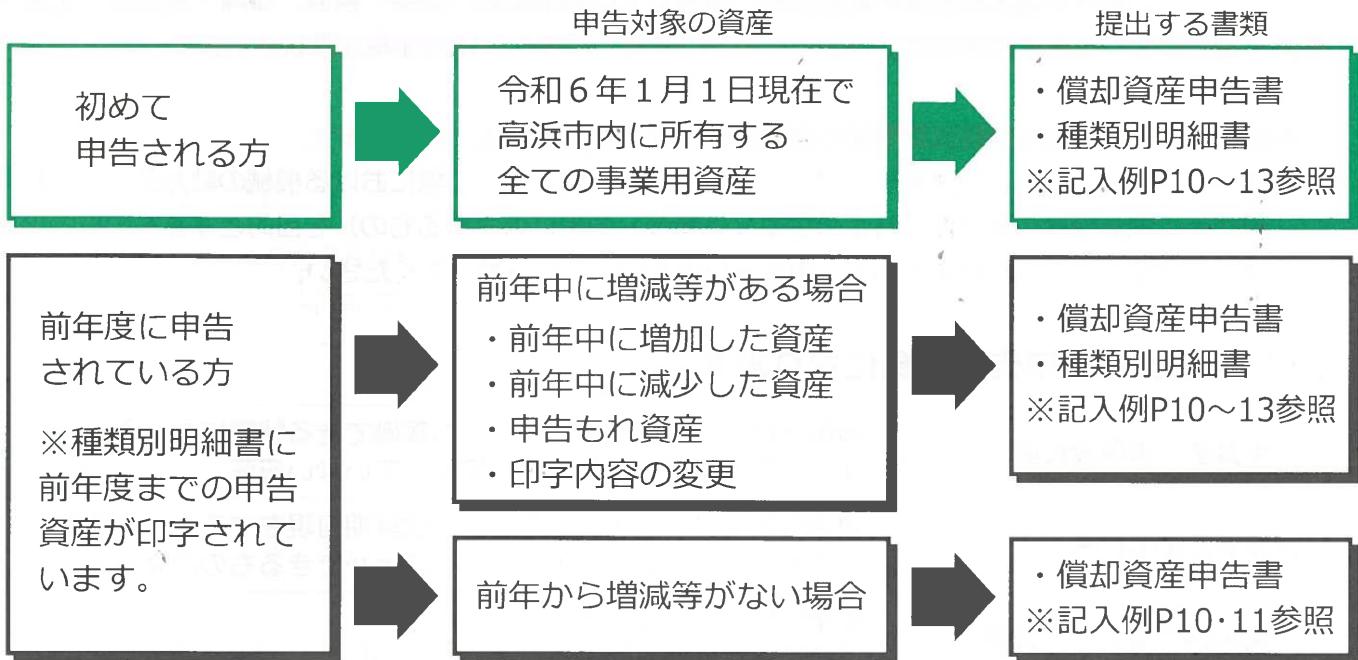
高浜市役所 税務グループ
償却資産担当 行
(償却資産申告書 在中)

←きりとり線

申告書を郵送で提出する際に、切り離して宛名として
ご利用ください。

申告の方法

(1) 高浜市様式により申告される場合



(2) 電算処理による独自様式又はエルタックスにより申告される場合

電算処理による独自様式又はエルタックスでの申告は、**毎年度、種類別明細書にすべての資産を記載して申告（全資産申告）をしてください。**

- ・すべての資産について、課税標準額を算定してください。
- ・課税標準額の特例の適用がある場合は、その特例率、課税標準額を記載してください。

(3) 該当する資産がある場合、提出していただくもの

課税標準の特例がある資産を取得した場合…特例適用申請書、事実を証明する書類

短縮耐用年数を適用した場合……………国税局長の承認通知書（写）

増加償却を行った場合……………税務署長への届出書（写）

注意事項

(1) 決算期以降、賦課期日（1月1日）現在までの間に取得した資産についても、申告もれのないようにしてください。

なお、台帳等が未整理のため、提出期限（1月31日）までに申告できなかった資産については、台帳等の整理がつき次第、修正・追加の申告をしてください。

(2) 該当資産のない場合又は解散・廃業・休業・移転等の場合でも申告は必要ですので、償却資産申告書の「18 備考」にその旨を記入し、申告してください。

(3) 本市から送付した用紙以外のもので申告される場合は、送付した償却資産申告書を白紙のまま添付してください。

(4) 正当な理由なく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び高浜市税条例第68条の規定により、過料を科せられことがあります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により、罰金を科せられことがあります。

償却資産とは

土地及び家屋以外のもので事業の用に供することができる有形の固定資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

具体的には、**会社や個人が事業を営むために所有している構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品などの資産を償却資産といい、土地及び家屋と同様に固定資産税が課税されます。**

※ただし、自動車税及び軽自動車税の課税対象となる自動車等は、除かれます。

※建物附属設備の中で、家屋本来の目的とは別の用途（例えば、工場における機械の動力源である動力配線等の電気設備のように「特定の生産又は業務」の用に供されるもの）を目的とするものについては償却資産として扱われますので、申告もれのないように注意してください。

(1) 次の資産も申告の対象になります

遊休資産・未稼働資産	稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産 すでに完成しているが、まだ稼働していない資産
建設仮勘定の資産	建設仮勘定に計上されているが、賦課期日現在でその一部又は全部が完成し、事業の用に供することができるものの完成部分
割賦販売で購入した資産	事業の用に供することができる資産 (原則として買主が申告してください)
簿外資産	帳簿に記載されていないものでも、事業の用に供することができる資産
償却済資産	減価償却が終わっていても、事業の用に供することができる資産
減価償却を行っていない資産	赤字決算などのため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能である資産
少額の減価償却資産	耐用年数が1年未満の資産又は取得価額が10万円未満の資産であっても、固定資産として個別に減価償却している資産 取得価額が20万円未満の資産で一括償却しない資産 (「(2) 少額資産の取り扱い」参照)
改良費	資本的支出として資産に計上した場合は、新たな資産とみなし、改良された本体と区別して申告してください。
中小企業者等の少額資産特例	地方税法では、租税特別措置法による即時償却は認められないため、通常の資産と同様に減価償却資産として申告してください。 (「(2) 少額資産の取り扱い」参照)
大型特殊自動車	建築機械、工業用機械等で、自動車の登録番号の分類番号が9、90~99、900~999のもの又は0、00~09、000~099のもの

(2) 少額資産の取扱い

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する「少額資産」については、

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ ファイナンスリース取引に係るリース資産で取得価額が20万円未満のもの

なお、以下のものについては、課税の対象となるため申告が必要です。

- ④ 租税特別措置法を適用して損金に算入した資産
- ⑤ 取得価額にかかわらず個別に減価償却しているもの

		⑤個別に減価償却しているもの		
(取得価額)	30万円未満	④中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧第67条の8ほか)		
20万円未満	20万円未満	③リース資産 (20万円未満) (法人税法第64条の2第1項) (所得税法第67条の2第1項)	②3年間で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項) (所得税法施行令第139条第1項)	
10万円未満	10万円未満	①一時に損金算入 (法人税法施行令第133条) (所得税法施行令第138条)		
債却資産の申告が必要な資産		債却資産の申告の対象とならない資産		

(3) 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び本法附則第15条等の課税標準の特例の規定に該当する資産については、固定資産税が軽減されます。該当する資産については、種類別明細書の摘要欄に適用条項等を記載してください。なお、新たに特例適用資産を取得された場合は、「**固定資産税課税標準の特例適用申請書**」に必要事項をご記入の上、事実を証明する書類等を添付して提出してください。

課税標準の特例の一例

中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について（地方税法附則第15条第45項）

中小事業者等（資本金または出資金の額が1億円以下の法人または資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人または常時使用する従業員数が1,000人以下の個人）のうち「先端設備等導入計画」を策定し、市の認定を受け、この計画に基づき新たに設備を導入したものが対象となります。なお次の法人はたとえ資本金が1億円以下でも対象とはなりません。（①同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人、②2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人）

特例率及び期間：3年間1/2、ただし計画に賃上げ方針の表明を計画に盛り込んだ場合、5年間1/3

対象資産：令和5年4月1日から令和7年3月31日に取得した機械装置（取得価格160万円以上）、工具・器具備品（取得価格30万円以上）、建物附属設備（取得価格60万円以上）

提出書類：①固定資産税課税標準の特例適用申請書②先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）及び認定書（写）③認定経営革新等支援機関による事前確認書（写）及び投資計画に関する確認書（写）
※リース会社またはリースにより導入する場合は、別途リース契約書（写）又はリース料見積書（写）
及び公益財団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）の提出が必要になります。

※賃上げ方針を伴う計画を申請した（固定資産税の3分の1軽減を希望する）場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写しも必要となります。

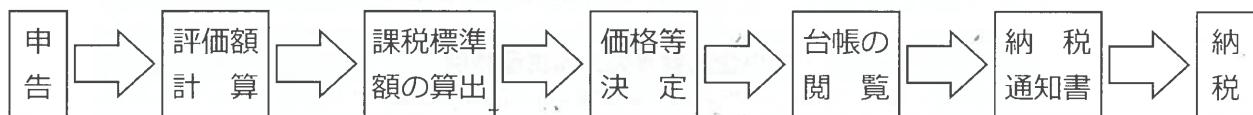
※詳細につきましては該当のページ (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>) をご確認ください。

※旧地方税法附則第64条「先端設備導入に係る固定資産税の特例」は、令和5年3月31日までに特例対象資産を取得した場合、特例の対象となります。

※「固定資産税課税標準の特例適用申請書」は、税務グループに用意しておりますので、ご連絡ください。また高浜市公式ホームページからもダウンロードできます。

償却資産の評価から納税まで

申告していただいた書類に基づき、次の手順で処理されます。



(1) 評価額の計算

申告していただいた資産を、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基礎にして評価額を計算します。

ただし、評価額の最低限度は、取得価額の5%で、それ以上は減価しません。

①耐用年数は資産ごとに決まっています。その耐用年数に応じて、減価残存率（別表「償却資産減価残存率表」参照）が適用されています。

②前年中に取得した資産の評価額

評価額 = 取得価格 × 「前年中取得」の減価残存率

③前年前に取得した資産の評価額

評価額 = 前年度評価額 × 「前年前取得」の減価残存率

(計算例)

取得価額1,000,000円、取得年月令和5年5月、耐用年数3年の資産の場合

年度	評価額
令和6年度	1,000,000円 × 0,732 = 732,000円
令和7年度	732,000円 × 0.464 = 339,648円
令和8年度	339,648円 × 0.464 = 157,596円
令和9年度	157,596円 × 0.464 = 73,124円
令和10年度	73,124円 × 0.464 = -33,929円 → 50,000円（最低限度額）

※令和10年度で算出額が取得価額の5%（50,000円）より小さくなるため、以降の評価額は50,000円となります。

別表 債却資産減価残存率表

耐用年数	減価残存率										
	前年中取得のもの	前年前取得のもの									
2	0.658	0.316	13	0.919	0.838	25	0.956	0.912	37	0.970	0.940
3	0.732	0.464	14	0.924	0.848	26	0.957	0.915	38	0.970	0.941
4	0.781	0.562	15	0.929	0.858	27	0.959	0.918	39	0.971	0.943
5	0.815	0.631	16	0.933	0.866	28	0.960	0.921	40	0.972	0.944
6	0.840	0.681	17	0.936	0.873	29	0.962	0.924	41	0.972	0.945
7	0.860	0.720	18	0.940	0.880	30	0.963	0.926	42	0.973	0.947
8	0.875	0.750	19	0.943	0.886	31	0.964	0.928	43	0.974	0.948
9	0.887	0.774	20	0.945	0.891	32	0.965	0.931	44	0.974	0.949
10	0.897	0.794	21	0.948	0.896	33	0.966	0.933	45	0.975	0.950
11	0.905	0.811	22	0.950	0.901	34	0.967	0.934	46	0.975	0.951
12	0.912	0.825	23	0.952	0.905	35	0.968	0.936	47	0.976	0.952
			24	0.954	0.908	36	0.969	0.938	48	0.976	0.953
									59	0.981	0.962
									60	0.981	0.962

注・「前年中取得のもの」の残存率は簡便法による

「前年前取得のもの」は前年度価額に適用する率

(2) 納税義務者・課税標準額・免税点・税率・税額・納期

①納税義務者

1月1日（賦課期日）現在の債却資産の所有者をいいます。

②課税標準額

1月1日（賦課期日）現在における債却資産の価格（債却資産課税台帳の登録価額）。

③免税点

全資産の課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

ただし、**150万円未満であっても申告は必要です。**

④税率

1.4%（100分の1.4）

⑤税額

税額 = 課税標準額 × 税率

⑥納期

税額を1期（5月）、2期（7月）、3期（12月）、4期（翌年の2月）の4回に分けて納付していただきます。

・第1期の納期内に第2期から第4期分も合わせて納めることができます。

・納付については、便利で安全な「口座振替」をご利用ください。

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

1. 記載方法について

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、記載欄に右詰で記載してください。

2. 本人確認書類の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の資料（コピー可）をそれぞれ1種類ずつ、添付（窓口での提出の場合は提示）いただきますようお願いいたします。

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、資料の添付は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	①個人番号カード（裏面） ②通知カード ③住民票（個人番号が記載されたもの）等	①個人番号カード（表面） ②運転免許証 ③パスポート ④公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当等証書、特別児童扶養手当証書のうちから2点 等
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、資料の添付は不要です。	

（2）代理人が申告書を提出する場合

	所有者の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	①所有者の個人番号カード（裏面） ②所有者の通知カード ③所有者の住民票（個人番号が記載されたもの）等	①代理人の個人番号カード（表面） ②代理人の運転免許証 ③代理人の税理士証票 等	①税務代理権限証書 ②委任状
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、資料の添付は不要です。		

（3）その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

建物附属設備（建築設備）の家屋と償却資産の取扱区分

(1) 家屋の附属設備は償却資産との判別が困難な場合が多いですが、原則として下記区分表を参考のうえ申告してください。

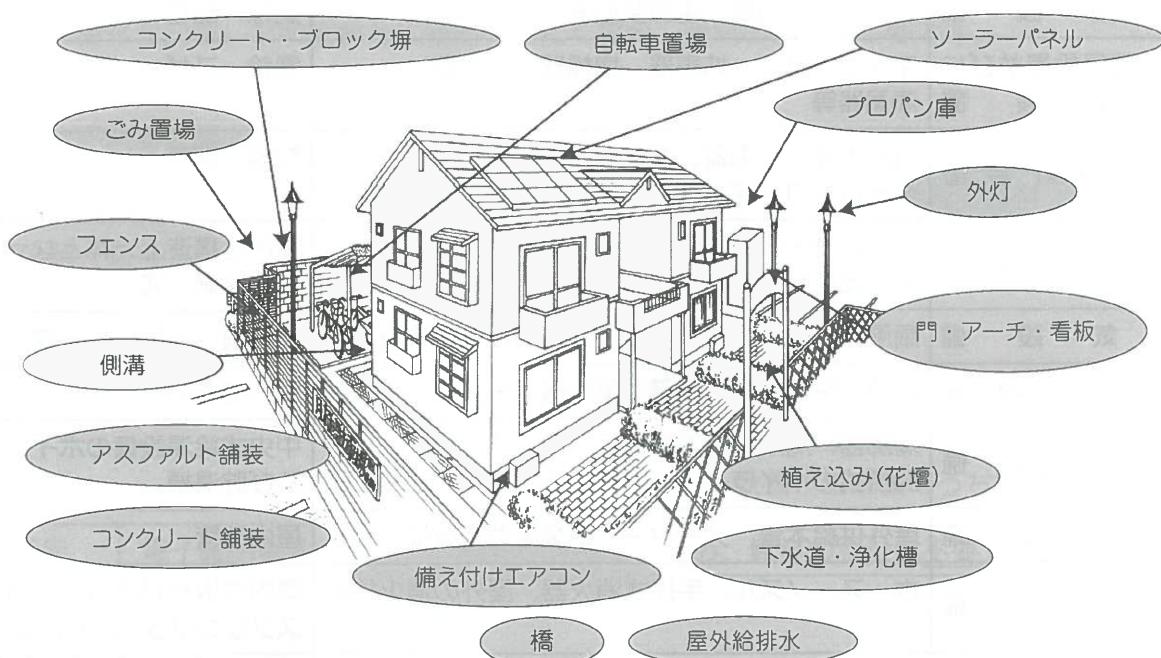
設 備 区 分	償却資産として取扱うもの	家屋として取扱うもの
電 力 設 備	受変電設備、予備電源設備、工場用動力配線等	屋内設備
照 明 設 備	ネオンサイン、スポットライト、投光機等	固定された一般照明用器具
中央監視制御設備	中央監視制御装置一式（配線を含む）	
電 話 設 備	交換機、電話機、電源装置等	配線、配管
呼出信号設置並びに拡声装置	マイクロホン、拡声器、增幅器、混声器、演奏器等	電鈴、ブザー、配線、配管
電 気 時 計 装 置	時計本体、充電器、蓄電池、継電器、タイムレコーダー等	配線、配管
冷 暖 房 設 備	ルームクーラー、パッケージエアコン、独立煙突及び煙道等	家屋と構造上一体となった空調設備一式
換 気 設 備	扇風機、ウィンドクーラー、工業用送風装置等	換気扇、ベンチレーター
給 排 水 設 備	井戸、屋外給排水設備、量水器、事業用給水設備	屋内のもの
給 湯 設 備	湯沸器、局所式給湯器、局所式のボイラー及び附属品等	中央式給湯設備のボイラー及び貯湯槽
ガ ス 設 備	屋外供給本管、メーター、事業用ガス設備一式	屋内配管
消 火 設 備	ホース、ノズル、手提式消火器、屋外の消火栓等	屋内の取り付けられた消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー
運 搬 設 備	ベルトコンベア、気送管設備の気送子、ホイスト等	リフト、エレベーター、エスカレーター、気送管、メールシート
サ ー ビ ス 設 備	厨房設備（造り付けのものを除く）、洗濯設備等	造り付けの調理台・流し台
劇 場 特 殊 設 備	移動性の舞台設備、映写設備等	造り付けたもの
銀 行・店舗等の設備	営業台、商品販売台、陳列棚、スクリーン、カウンター等で容易に取外しのできるもの	大型金庫扉、固定された営業台
店舗及び事業用造作設備	事務所、店舗等の簡易間仕切り（通常ボルト締めで床に固定してあるものであっても簡単に撤去・付設のできるもの）	家屋と構造上一体性の強いもの
上屋・車庫・倉庫等	周壁が3方未満で独立したもの	周壁を3方以上備え、外界と遮断された空間を有するもの
キ ャ ノ ピ 一	家屋から独立しているもの	家屋と構造上一体となっているもの
そ の 他	看板、広告塔、門、塀、庭園、人工芝、防火壁、日よけ等	避雷設備一式

(2) 家屋との分離課税について

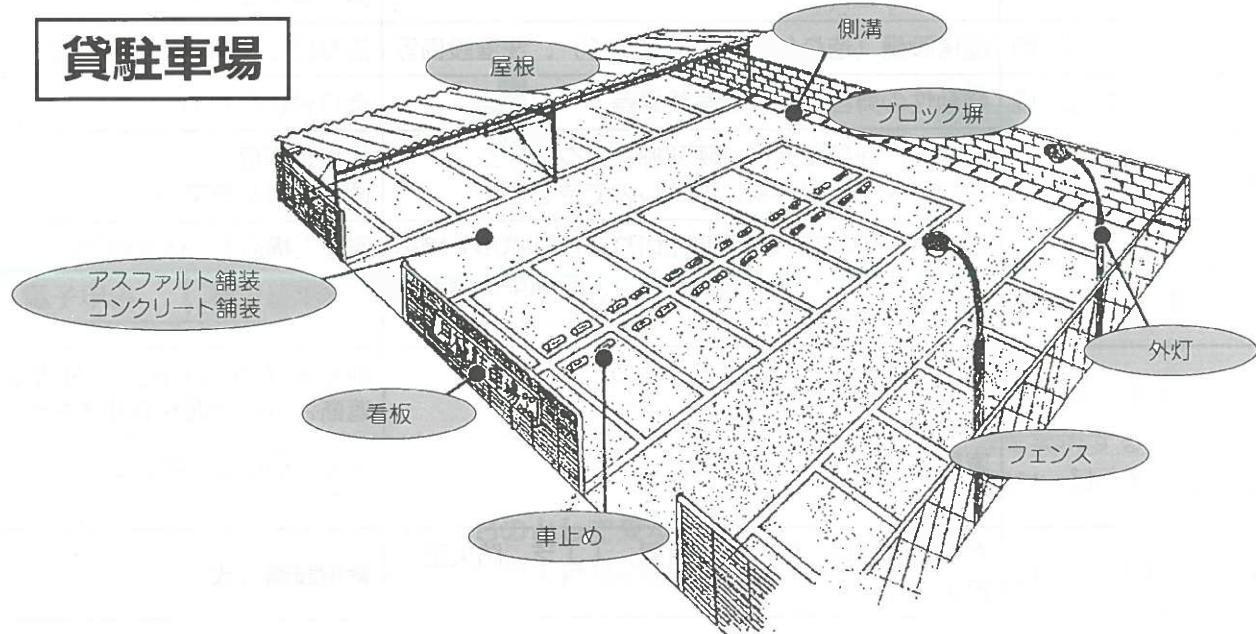
家屋の所有者と異なる者（賃貸人等）が貸ビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、本来、家屋に含めて扱いますが、家屋の所有者と賃借人の双方が家屋から分離して償却資産として取扱うよう申し出た場合には、償却資産として取扱います。なお、この場合、テナントが申告をする必要があります。

(3) 不動産賃貸業の償却資産の例

共同住宅



貸駐車場



別表 償却資産とその耐用年数

(抜粋)

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数	
構築物 1 及び建物附属設備	舗装路面	アスファルト 石・砂利道 コンクリート舗装 ビチューマルス舗装	10 15 15 3	打込み井戸 緑化施設	10 7 20 20	広告用のもの 金属製	20
	舗装道路	コンクリート・ブロック製 石 鐵筋コンクリート製 土	15 35 30 20	その他もの 庭園	10 10 7	その他もの 金属製	10 14
	磚	木製主要柱が10cm 角以下のもの	10	簡易建物	10	木造	7
	磚	掘立造及び仮設	7	通信ケーブル	10 10	飼育場 コンクリート造	15 30
	磚	光ファイバー製	13	水槽・油槽	10 13	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	50 30
	金屬	その他のもの	10	街路灯	10	鉄製 鋼製	25 15
	放送・無線用	円筒空中線式	30			※汚水煤処理施設は別基準	
	放送・無線用	アンテナ	10				
	鉄塔及び鉄柱	その他のもの	40				
	建物附属設備	電気設備	6	荷役用昇降設備(エレベーター)	17	アーケード・金属製	15
		その他のもの	15	消火・火災報知設備	8	日よけ設備	8
		給排水・衛生・ガス設備	15	可動間仕切り	3	ドア・エヤーカーテン自動開閉設備	12
		冷暖房設備	15		15	店用簡易装備	3
		店舗内装					
機械及び 装置	食料品製造業用設備	10	化学工業用設備		電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備		
	繊維工業用設備		臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5	光ディスク製造設備	6	
	炭素繊維製造設備		塩化りん製造設備	4	プリント配線基板製造設備	6	
	黒鉛化炉	3	活性炭製造設備	5	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5	
	その他設備	7	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	その他の設備	8	
	その他の設備	7	半導体用フォトレジスト製造設備	5	道路貨物運送業用設備	12	
	木材又は木製品製造業用設備	8	フラットパネル用カラー		運輸に附帯する		
	印刷業又は印刷関連業用設備		フィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5	サービス業用設備	10	
	デジタル印刷システム設備	4	その他の小売業用設備		飲食料品小売業用設備	9	
	製本業用設備	7	その他の設備	8	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8	
	新聞業用設備		生産用機械器具製造業用設備		その他の設備		
	モノタイプ、写真又は通信設備	3	金属加工機械製造設備	9	主として金属製のもの	17	
	その他の設備	10	その他の設備	12	その他のもの	8	
	その他の設備	10	業務用機械器具製造業用設備	7	太陽光発電システム(住宅用)	17	
	プラスチック製品製造業用設備	8	電気機械器具製造業用設備	7	宿泊業用設備	10	
3 船舶	ゴム製品製造業用設備	9	情報通信機械器具製造業用設備	8	飲食店用設備	8	
	金属製品製造業用設備		輸送用機械器具製造業用設備	9	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネーム	6	農業用設備	7	自動車整備業用設備	15	
	プレート製造業用設備		林業用設備	5			
	その他の設備	10	木船	4 8	その他モーターボートのもの(ボート・ヨット)	4 5	
	はん用機械器具製造業用設備	12	飛行機	5~10			
	鋼船	7 12	リフタ	4	その他の大型特殊自動車(ナンバーが00~09又は90~99)	3~7	
	その他のもの		ショベルローダー	4			
4 航空機	その他	5	金属製柱・カツペ	3	治具・取付工具	3	
	ヘリコプター・グライダーのもの	5	切削工具	2	測定工具・検査工具	5	
5 車両及び運搬具	フォークリフト	4	臘写機器・印刷業用	3	金庫	5	
	台車	4	タイプライター	5	その他もの	20	
工具・器具及び備品	金型	2	接客業用のもの	4	理容・美容機器	5	
	ホール(金属圧延用)	4	陳列だな・冷蔵機付き	5	娯楽・パチンコ機器等	2	
	事務机・いす	15	インターホン・放送用設備等	6	スポーツ	3	
	キャビネット	8	複写機(コピー機)・レジスター・タイ	5	器具	5	
	応接セット	5	ムレコーダー・ファクシミリ・計算機等	5	テレビゲーム機器	5	
	陳列だな・	6	電話設備	6	陶磁器・ガラス製	2	
	冷蔵機付き	6	デジタルボタン交換設備等	10	暖房用品	5	
	ケース	8	通信機器	10	その他のもの	5	
	テレビ・ステレオ等音響機器	5	その他のもの	5	医療機器	4	
	冷暖房用機器(ルームクーラー等)	6	カメラ・映写機・ビデオカメラ・望遠鏡	5	消毒殺菌用機器	5	
	電気冷蔵庫・洗濯機	6	写真製作機器	8	手術機器	5	
	その他電気・ガス機器	6	広告器具	3	植物(貸付業のもの)	2	
	カーテン・寝具等繊維製品	3	簡易看板・ネオンサイン	10	動物(魚・鳥類以外)	8	
	じゅうたん等	3	金属製のもの	5	自動販売機・自動両替機	5	
	小売接客業	3	その他のもの	5	簡易焼却炉	5	
	床用敷物	6	ドラム缶	7	樂器	5	
	その他のもの	15	コンテナ	3			
	室内装飾品	8	コンテナ	2			

※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づくものです。

償却資産申告書の記入例

「住所」・「氏名」

(1)前年度申告された方
打ち出しの住所、氏名に変更又は誤りがあれば余白に訂正してください。
個人の場合は、屋号を記入してください。

(2)新たに申告される方
個人の場合は所有者の住所、氏名及び屋号を記入してください。また、法人の場合は、本店所在地、経理担当事業所在地名称及び代表者氏名を記入してください。
なお、住所、氏名には必ず“ふりがな”をつけてください。

「取得価額」

(1)前年度申告された方
(i)前年前に取得したもの
前年度までの申告に基づき、所有資産の取得価額を印字しています。
取得価額に修正がある場合には朱書きで訂正してください。
(ii)前年中に減少したもの
前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(iii)前年中に取得したもの
前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(2)新たに申告される方
(i)前年中に取得したもの
上記(1)前年度申告された方と同じように記載してください。

受付印		令和 6 年 1 月 11 日		高浜市長 殿		
所 有 者 者	1 (ふりがな) 住 所 (又は納税通 知書送付先)	444-1398 あいちけんかしましあおきちょう 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 (電話) 52-1111)		3 個人番号又 は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
	2 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名)	まるまる かぶしきかいしゃ ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ (屋号))			8 短縮耐用年数の承認 瓦 製 造 業	
		4 事 业 种 目 (資本金等の額)	(20 百万円)		9 増 加 儲 却 の 届 出 10 非課税該当資産	
		5 事 业 开 始 年 月	63 年 8 月		11 課 稅 標 准 の 特 例 12 特 别 儲 却 又 は 短 缩 記 帳 13 税 务 会 計 上 の 儲 却 方 法 14 青 色 申 告	
		6 この申告に応答す る者の係及び氏名 (総務部 経理課 (電話) 52-1111)	○○○○ ○○○○ (電話 52-1234)		○○○○ ○○○○ (電話 52-1234)	
		7 税 理 士 等 の 氏 名				
		15 市(区)町村 内における 事業所等資 産の所在地	① 高浜市青木町四丁目1番地1 ② _____ ③ _____			
		16 借 用 资 产 (有・無)	貸主の名称等 ○○リース株式会社 (52-1111)			
		17 事 业 所 用 家 屋 の 所 有 区 分	自己所有 ・ 借家			
		18 備考(添付書類等) 該当する番号に○印を付けてください。 ① 資産増減あり ② 増減なし ③ 該当資産なし 4. 廃業・解散・転出等(平成・令和 年 月 日) 5. 市外に資産のある場合は、所在する市町村名 〔 ※決算月 3 月 (添付書類) 税務署長への届出書の写				
		19 处理欄	台帳	一品	電算	決定

1月1日現在、前年までの申告者が亡くなられて事業を引き継いだ場合は、名前を二重線で消して、事業を引き継いだ方の氏名を記入してください。
また、備考にもその内容を記入してください。

- ◎「事業種目（資本金等の額）」
事業種目を具体的に記載してください。
また、法人の場合は、資本金又は出資金等の額を記載してください。
- ◎「事業開始年月」
個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月を記載してください。
- ◎「税理士等の氏名」
経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

第二十六号様式(提出用)

高浜市内の事業所・施設の所在地を書いてください。
変更がある場合、訂正してください。

「借用資産」
借用資産の有無について該当する方を○で囲み、借用資産がある場合には貸主の住所、氏名等を記載してください。

「事業所用家屋の所有区分」
該当する方を○で囲んでください。

「備考」

(1)該当する項目があれば、番号に○印を付けてください。
(2)「2. 増減なし」に該当する場合には、「取得価額」の前年前に取得したもの(i)の欄に記載されている金額を計(2)に記入してください。
(3)その他、次のような事項を記入してください。
①前年中に、所有者の住所・氏名又は名称、資産所在地等に異動があった場合には、異動年月日、旧住所・氏名等
②前年中に廃業、休業、移転等をした場合は、その内容及び廃業等の年月日
③初めて申告される方で、申告する該当資産がない場合は、「3. 該当資産なし」
④納税管理人を定めている場合には、その者の住所・氏名
⑤その他参考となる事項(組織変更・解散等)

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

複写式ですので、ボールペンで記入してください。

電算処理用のデータとしますので、枠の中においていねいに書いてください。

- ◎この種類別明細書には、前年1月1日現在の所有資産が打ち出していますので、前年中に**取得した資産**、及び売却・減失・移動等により減少した資産がある場合、又は打ち出し内容に変更がある場合に記入してください。
- ◎初めて申告される方は、1月1日（賦課期日）現在所有している資産を**全部**記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)										P.					
所有者コード		個人番号又は法人番号		所有者氏名		2枚のうち		課税標準額		異動事由	摘要				
						○○株式会社						2枚目			
<p>「資産コード」 記入の必要はありません。</p> <p>「資産の名称等」 資産の名称・規格等を具体的に記入してください。また、21字以上になるものは、簡略して20字以内で記入してください。</p> <p>「フォークリフトについて」 フォークリフトについては、メーカー・型式を記入してください。</p> <p>「資産の種類」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具・器具及び備品 	令和6年度														
	行番号	資産の種類	資産の名称等		数量	取得年月 <small>年号 年 月</small>		(イ) 取得価額	(ロ) 耐用年数	(ハ) 減価残存率	(イ) 価額	(ハ) 課税標準額の特例 <small>率 コード</small>	(イ) 課税標準額	(ロ) 異動事由	(ハ) 摘要
	01 1	404001	駐車場舗装		1	S 63 8	1,800,000	10 0.					1・2 3・4		
	02 1	404002	フェンス		1	S 63 8	1,200,000	10 0.					1・2 R5年3月 3・4 廃棄		
	03 1	404003	内装工事		1	H 2 5	2,100,000	10 0.					1・2 3・4		
	04 1	404004	防音扉		1	H 4 5	2,300,000	10 0.					1・2 3・4		
	05 2	404005	フライスパン		1	H 2 8	4,600,000	9 0.					1・2 取得月 3・4 修正		
	06 2	404006	コンプレッサー		1	H 2 5	2,500,000	9 0.					1・2 3・4		
	07 2	404007	NC自動旋盤		1	H 3 11	13,500,000	9 0.					1・2 3・4 改正		
	08 2	404008	汚水処理施設		1	H 4 5	5,600,000	7 0.					1・2 3・4		
	09 5	404009	フォークリフト トヨタ5FD25		1	S 63 12	2,600,000	4 0.					1・2 軽自動車税 3・4 対象削除		
	10 6	404010	エアコン		23	S 63 8	900,000 600,000	6 0.					1・2 R5年5月 3・4 一部除却		
	11		フェンス		1	R 5 3	1,560,000	10 0.					1・2 3・4		
	12 1		プレス 20トン(中古)		1	R 5 2	1,500,000	9 0.					1・2 中古見積 3・4		
	13 2		フォークリフト (トヨタ2FD180)		1	R 5 10	2,000,000	4 0.					1・2 大型 3・4 フォークリフト		
	14 5		プレス		1	H 19 10	280,000	9 0.					1・2 申告もれ 3・4 改正前12年		
	15 2												1・2 3・4		
16												1・2 3・4			
17												1・2 3・4			
18												1・2 3・4			
小計															
注意 「異動事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他 のいずれかに○を付けてください。															
年号 S. 昭和 H. 平成 R. 令和		取得価額 <small>資産を取得するために要した費用(引取運賃、保険料、手数料、据付費等の付帯費を含む。)を記入してください。</small> <small>圧縮記帳は地方税法上認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。</small>		耐用年数 <small>「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表に掲げる耐用年数を記入してください。</small> <small>耐用年数の短縮・見積耐用年数を適用している場合には、実際に適用している耐用年数を書き、摘要欄にはその旨を記載してください。</small>											

第二十六号様式別表一(提出用)

前年中に減少した資産は、資産の名称から朱線(=)で消してください。

打ち出し内容に誤りがある場合には、該当箇所を訂正してください。

資産の一部を減少した場合には、訂正後の数量又は取得価額を朱書きしてください。

- 「摘要」**
1. 減少事由
 - (1) 売却
 - (2) 減失(廃棄)
 - (3) 移動
 - (4) その他
 2. 修正事由
 - (1) 名称修正
 - (2) 取得時期修正
 - (3) 取得価額修正
 - (4) 耐用年数修正
 3. その他参考となる事項

償却資産のQ & A

Q 1 : 税務署へ確定申告をしているのですが、市へも申告する必要はありますか？

A 1 : 税務署への申告とは別に、市へも申告していただく必要があります。

Q 2 : 昨年と資産に変わりはありませんが、申告する必要はありますか？

A 2 : 資産の増減の有無にかかわらず、申告していただく必要があります。

→ P 1 「申告の方法」及び P 1 0 「償却資産申告書の記入例」参照

Q 3 : 昨年中に廃業しましたが、申告する必要はありますか？

A 3 : 申告していただく必要があります。

→ P 1 「申告の方法」及び P 1 0 「償却資産申告書の記入例」参照

Q 4 : 耐用年数を過ぎた古い資産でも、申告する必要はありますか？

A 4 : 古い資産で減価償却済みでも、事業のために用いられている資産は申告していく必要があります。

Q 5 : 店舗を借りて事業をしていますが、どのような資産を申告すればよいですか？

A 5 : 家屋を借り受けた方が取り付けた電気設備、内装工事などが対象です。家屋を借り受けた方に申告していただく必要があります。

→ P 7 「建物附属設備（建築設備）の家屋と償却資産の取扱区分」参照

Q 6 : 市内で不動産（共同住宅）を所有していて賃貸業を営んでいますが、固定資産税（土地・家屋）はもうすでに納付しているので、償却資産の申告は不要ですか？

A 6 : 土地・家屋の課税対象とは別に、償却資産の課税対象が存在するため、償却資産の申告は必要です。主に共同住宅の外構工事・屋外給排水工事などが対象です。

→ P 8 「(3) 不動産賃貸業の償却資産の例」参照

Q 7 : 共有の資産は、どのように申告すればよいですか？

A 7 : 個々に申告するのではなく、共有者全員の連名で申告してください。また共有の代表者及びそれぞれの持ち分についても、申告書の余白部分にご記入ください。

Q 8 : 前年までの申告者が亡くなつて新たに事業を引き継いだ場合、申告書への所有者名の記入はどのようにすればよいですか？

A 8 : 申告書に印字された名前は二重線で消して、新たに事業を引き継いだ方の氏名とふりがなを記入してください。

Q 9 : 社名と本店住所が変わった場合、申告書にはどのように記入すればよいですか？

A 9 : 申告書に印字された社名と住所は二重線で消して、変更後の社名と住所を記入し、18備考に異動年月日、旧住所・社名を記入してください。